

信託に関する規制及び信託会社の実務(3)

—信託財産の管理処分を行う上で検討が必要な規制

LGT ウエルスマネジメント信託株式会社 小出 卓哉
法務・コンプライアンス部長 弁護士

一 目 次

第1回 信託業法（本誌293号）	第2節 信託財産ごとに検討すべき留意点
第2回 信託と金融商品取引法（本誌294号）	1. 信託会社が行う信託事務の範囲
第3回 信託財産の管理処分を行う上で検討が必要な規制	2. 信託財産ごとの規制・留意点
第1節 総論	3. 信託財産の管理処分を行う場合の業規制 と、信託会社の兼業業務

第1節 総論

信託に関する規制及び信託会社の実務については、すでに第1回で信託業法、第2回で金融商品取引法を取り上げている。

今回は、信託会社が信託財産の管理処分（すなわち、信託引受時及び信託引受後の信託財産の管理処分）を行う上で検討が必要な規制について、管理処分を行う信託財産ごとに留意点、信託実務について検討を行う。

第2節 信託財産ごとに検討すべき留意点

1. 信託会社が行う信託事務の範囲

信託会社が行う信託事務の範囲については、信託行為により定まり、信託契約の解釈においては、関係者の認識、信託契約締結の交渉過程、契約書の条項の存在・その文言・

趣旨、契約締結後の事情・両当事者の言動といった事情を考慮すること、また、「信託の目的」及び「信託の本旨」に従い、定められることは既に第1回の信託業法の解説で述べたところである。

また、信託業法上は、信託会社が引受け可能な信託財産についての一律の制限は行われておらず、信託法上の信託財産となる財産であれば引受け可能である。

もっとも、信託会社が適切に信託業務を営むことができるか否かは、引き受ける信託財産の種類も大きく影響するところ、信託会社は引き受ける信託財産を業務方法書で列記する必要がある（信託業法4条3項1号、信託業法施行規則6条）⁽¹⁾。また、信託財産運用部門及び信託財産管理部門のそれぞれに、管理又は処分を行う財産の管理・処分業務に3年以上携った経験を有する者を配置すること、といった業務遂行能力を確保する必要が

ある点も留意が必要である。

以上の信託財産全般に該当することとは別に、信託財産の種類ごとに、特に留意すべき点、適用される規制等があるため、以下では、信託財産ごとに他の業規制・留意点について検討を行う。

2. 信託財産ごとの規制・留意点

(1) 金 銭

ア 業 規 制

- (a) 信託財産として金銭の引受けを行うこと⁽²⁾、また、信託財産として金銭の管理処分を行うことについて、特段の業規制は想定されない。
- (b) 信託財産である金銭を受益者に交付することについては、原則として特段の業規制が適用されることはない。また、受益者の指図に従い、受託者が第三者に信託財産を交付する場合にも、原則として特段の業規制は適用されない。

もっとも、信託財産である金銭を交付するにあたって、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、資金移動業に該当する可能性がある（資金決済法2条の2、資金移動業者に関する内閣府令1条の2各号）。

- ① 受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れた時までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。
- ② 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け等により発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。

- ③ 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ) 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものないこと。

ロ) 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものないこと。

資金移動業への該当性に関し、信託銀行においては、銀行として為替取引を行うことが可能であるため（銀行法2条2項2号）、信託財産からの金銭の交付が資金移動業に該当するかという問題は生じない（業務の種別として為替取引と整理するか、信託業務と整理するか等は生じうる）。これに対し、信託会社は当然には為替取引を行えるものではないため、金銭の授受が発生する信託においては、資金移動業への該当性についてより慎重な検討が必要となると思われる。

この点、信託会社が信託財産で行う金銭の授受については、(a)信託会社が資金移動業者よりも高度の参入要件を満たしていること、(b)信託財産については信託会社からの倒産隔離が図られていること（信託法23条等）から、

資金移動業に該当しないとの考え方も可能であろう⁽³⁾。

なお、信託会社が固有財産で為替取引を行う場合には、資金移動業に該当するであろう⁽⁴⁾。

イ 管理処分上の留意点

信託会社が金銭を管理する場合においては、信託会社は銀行等に預金することが通常と思われる。金銭の管理については、信託法上は計算上の分別管理で足りるとされている（信託法34条2号口）。

もっとも、信託会社が銀行等に対して固有財産や他の信託財産（固有財産等）において借入れ債務を負っている場合には、信託債権者が当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅いときのいずれかにおいて、当該債権が固有財産等に属するものでないことを知らず、かつ知らないことに無過失である場合には、銀行等が相殺を行うことができる（信託法22条1項ただし書）。

そのため、信託会社は、固有財産等で負う債務と相殺されることを防ぐため、(a)一定の信託財産に係る預金であることを明示する、(b)信託財産と固有財産での預金先銀行を分ける等の対応も検討に値する。

(2) 有価証券

ア 業 規 制

信託財産として有価証券の管理処分を行う場合には、運用型信託会社については、金融商品取引業者（金商法2条8項14号、15号に掲げる行為）としての登録が免除されている（金商法65条の5第5項）。また、管理型信託会社については、「金融商品の価値等の分析

に基づく投資判断に基づいて」有価証券等に対する投資を行うことはないため、金融商品取引業の適用はない⁽⁵⁾。

イ 管理処分上の留意点

(ア) 有価証券の引受を行う場合の留意点

一般的な上場有価証券においては、譲渡の制限がないため、信託譲渡・信託の引受けを行うことに特段の制約はないと考えられる。

もっとも、非上場株においては、発行体において譲渡制限を付していることが多いため（会社法107条参照）、その譲渡制限の条件を満たす必要がある。

また、一定のファンドにおいては譲渡が想定されておらず、投資のイグジットが償還のみを想定しているファンドもあるため、そのようなファンドについては、信託譲渡が可能なのかを発行体と確認する必要もある。

(イ) 有価証券の保有者としての留意点

信託会社が有価証券の管理処分を行う場合、基本的に有価証券の保有者が義務を負うことはないため、有価証券の管理処分にあたっての留意点は限定的である。もっとも、(a)コーポレートアクションへの対応、(b)議決権の行使、(c)株主優待の取扱い、(d)外国税還付の取扱いといった点について、信託会社としての対応（すべての信託契約に同じ対応とするのか、信託類型ごとの対応とするのか等）は確立する必要があろう。

また、キャピタルコールの義務があるPE（Private Equity）ファンドへの投資等、投資家として一定の義務を負う有価証券への投資を行う場合、(a)受益者がキャピタルコールに応じる際のプロセス（また、受益者のリスク適合性）、(b)固有財産が責任を負わないための方策（責任財産限定特約等）、(c)信託財

産から支払うべき財産や流動性が存在しない場合の方策は検討する必要がある。

なお、有価証券の保有者として、大量保有報告書制度（金商法27条の23等）や不公正取引（インサイダー取引の金商法166条等）に関する規制を遵守する必要があることは当然である（本誌294号参照）。

(ウ) 有価証券を受益者に交付する際の留意点

運用型信託会社は、適格機関投資家の届出を行った場合には適格機関投資家とされるが（金商法2条3項1号、定義府令10条1項21号）、一般投資者に有価証券が交付されるおそれのある信託の契約に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付ける場合には、適格機関投資家に該当しないとされているので、受益者への有価証券の交付が可能な場合と制限される場合とを区別する必要があろう（企業内容等開示ガイドライン2-5）。

(3) 暗号資産

ア 業 規 制

暗号資産の管理処分においては、(a)資金決済法における暗号資産交換業への該当性、(b)金商法における金融商品取引業への該当性を検討する必要がある。

まず、資金決済法において、「暗号資産」及び「暗号資産交換業」は以下のとおり規定されている。

- ・暗号資産（資金決済法2条14項）：次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第29条の2第1項第8号に規定する権利を表示するものを除く。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の

者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

- ・暗号資産交換業（資金決済法2条15項）：
 - (a)暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換、(b)前記(a)に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理、(c)その行う前記(a)(b)に掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること、(d)他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）、のいずれかを業として行うこと。

信託財産の管理処分において、信託会社が暗号資産の売買や、受益者への信託財産（暗号資産）の交付を行うことがあるため、そのような信託会社の行為が暗号資産交換業に該当するかが問題となる。

この点、令和2年4月3日に公表されたパブリックコメント⁽⁶⁾において、「信託会社が信託契約に基づき暗号資産交換業者との間で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行う場合には、当該信託会社の行為は、基本的には、暗号資産交換業に該当しない」とされているため、信託会社が暗号資産交換業者との間で暗号資産の売買等を行った場合でも、暗号資産交換業には該

当しない。

次に、金融商品取引法においては、暗号資産に関して、以下の3つの概念により業規制等が整理されている。

- (a) 「暗号等資産」（資金決済法2条14項の暗号資産又は同条5項4号のうち定義府令で定めるもの）が金融商品に該当すること（金商法2条24項3号の2）。
- (b) 暗号等資産は、金商法2条2項5号、8項1号、政令で定める規定等の金銭とみなされること（金商法2条の2）。
- (c) 「電子記録移転有価証券表示権利等」として、セキュリティトークン（株券や社債券などの有価証券に表示される権利を紙媒体ではなく、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示したもの⁽⁷⁾）を有価証券として規制していること（金商業等府令1条4項17号、金商法29条の2第1項8号、金商業等府令6条の3）。また、「電子記録移転有価証券表示権利等」は、「トークン化された有価証券表示権利」、「電子記録移転権利」、「適用除外電子記録移転権利」の3つに分けられ、「有価証券表示権利」及び「電子記録移転権利」は第一項有価証券（金商法2条3項）として、「適用除外電子記録移転権利」は第二項有価証券として規制される。

そのため、暗号資産に関しては、以下のように金融商品取引業としての規制が課されることになる。

- (a) 第一項有価証券に該当する「有価証券表示権利」及び「電子記録移転権利」について、その売買、代理・媒介・取次等を行った場合には、第一種金融商品取引業に該当する（金商法28条1項）。
- (b) 有価証券の売買等にあたって、暗号等資

産で決済が行われる場合も、暗号等資産が金銭とみなされることから（金商法2条の2）、金融商品取引業に該当する（金商法2条8項1号等）。

- (c) 有価証券（有価証券表示権利等を含む）の価値等に関する助言を行う場合には、投資助言業に該当する（金商法2条8項11号イ）。また、金融商品（暗号等資産を含む）の価値等の分析に基づく投資判断について助言を行う場合には、投資助言業に該当する（金商法2条8項11号ロ）。
- (d) 金融商品（暗号等資産を含む）の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券等に対する投資として財産の運用を行うことは、いわゆる自己運用業に該当する（金商法2条8項15号）。

信託会社が金融商品取引業を行った場合には、金融商品取引業の登録が必要となることは当然であるものの、信託会社が行う信託財産の管理処分と金融商品取引業への該当性については、本連載第2回で述べた通り、自己運用業についての適用除外がある等（金商法65条の5第5項）、原則として金融商品取引業に該当することはないと考えられる。

イ 管理処分上の留意点

暗号資産については、流出リスクを始めとして、暗号資産ごとに取扱いのリスクがあることから、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適切かつ確実な遂行を確保するためには必要な体制を整備する措置、暗号資産の漏えい等に起因して暗号資産に関する債務を履行できない場合の債務履行に関する方針の公表等が必要とされている（信託業法施行規則40条10項、11項）。

また、暗号資産を管理する場合には、①不適切な暗号資産を取り扱わないための措置、②マネー・ローンダーリングへの対応、③暗号資産の分別管理、④暗号資産の流出リスクへの対応、⑤暗号資産関係情報の適切な管理、⑥債務の履行に関する方針の公表等、⑦その他暗号資産に係る留意事項（役職員による暗号資産の売買等の実態把握等を含む）への対応が必要となる（信託会社等に関する総合的な監督指針3-5-1(6))⁽⁸⁾。

(4) 金銭債権

ア 業 規 制

金銭債権には、その発生原因に応じて、貸付債権（オートローン、住宅ローン等）、売掛債権、診療報酬債権等がある。

このうち、貸付債権について、信託会社が信託財産である金銭を、第三者に貸付を行う場合には貸金業法の適用があるとされている⁽⁹⁾。そのため、信託会社が貸金業を行う場合には、信託会社は貸金業の登録（貸金業法3条）を得る必要がある。

イ 管理処分上の留意点

信託会社が金銭債権（貸付債権、売掛債権等）の信託譲渡を受ける場合には、債権譲渡の対抗要件（①確定日付ある証書による支払企業の承諾、②債権者から債務者への確定日付ある証書による通知、③債権譲渡登記（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律）のいずれかの方法による第三者対抗要件の具備を行うことを検討する必要がある。

また、①債権発生原因契約の無効、原契約の瑕疵等による債権金額の減額、②相殺による債権金額の減額といった可能性にも留意が

必要であろう（信託受益権が譲渡されるケースにおいてはリスク説明等）。

なお、債権発生の原契約に譲渡禁止特約があっても、債権譲渡は有効であるため、信託譲渡も有効に信託会社に債権は移転する（民法466条2項）。もっとも、譲受人が譲渡制限について悪意または重過失がある場合には、債務者は弁済を拒むことができること（民法466条3項）には留意が必要である。

信託会社が、信託財産として貸付債権を貸金業者から信託譲渡を受ける場合には、(a)取立て行為の規制（貸金業法21条）、(b)貸金業者に対する行為規制（生命保険契約等の締結に係る制限、保証人に対する書面交付義務、契約締結時の書面の交付等）の準用（貸金業法24条）を受けることになる。

信託銀行においては、銀行勘定からの貸付と、信託勘定からの貸付がそれぞれ行われるため、貸付債権の分別管理や、忠実義務（信託勘定と銀行勘定の運用替えの禁止等）が必要となるが⁽¹⁰⁾、信託会社においては、固有財産における貸付けは限定的と想定される。もっとも、分別管理や忠実義務については、信託財産ごとの貸付において重要なとなる。

なお、信託会社においては、信託銀行とは異なり、大口信用供与規制（銀行法13条、兼営法4条）は適用されない。

金銭債権を信託財産とした場合には、信託会社は、当該金銭債権を適切に管理する（貸付債権であれば、貸付先・貸付金額・利息・返済期限・返済状況の管理・担保の管理等）必要がある。

(5) 不 動 产

ア 業 規 制

不動産の信託を受ける場合には、不動産に

かかる各種規制が多岐にわたるため、これを把握しておく必要がある⁽¹¹⁾。

(a) 宅地建物取引業法

宅地建物取引業（宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行うもの。宅地建物取引業法2条2号）を営む者は、宅地建物取引業者としての免許を取得する必要がある（宅地建物取引業法3条）。

しかし、信託会社が不動産の管理処分を行う場合、原則として、宅地建物取引業者としての免許（宅地建物取引業法3条）を取得する必要はなく（宅地建物取引業法77条1項）、宅地建物取引業を営もうとする場合は、届出が必要とされている（同条3項）。

もっとも、銀行等の子会社である信託会社については、信託会社の特例は適用されないこととされている（宅地建物取引業法77条1項、同法施行令8条）。

(b) その他の業規制

不動産を扱う場合には、信託受託者としての信託財産の管理処分の内容如何によって、(i)建設業（元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業。建設業法2条2項）への該当性、(ii)倉庫業（寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業。倉庫業法2条2項）への該当性、(iii)旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業。旅館業法2条1項）への該当性等に留意する必要がある。

信託受託者の信託事務遂行義務とも関係するところである⁽¹²⁾が、信託受託者が不動産を管理するのみであれば、これらの業法が適用されることはないと考えられるが、信託契

約の記載内容がこれらの業法に抵触しないようにする必要もある。

(c) 不動産信託物件等に関する規制等

不動産の信託を受ける場合には、上記のほかにも、以下のような規制が存在するため、プロパティマネージャー等のスキーム当事者の誰が規制を遵守するのかを明確にする等、留意が必要となる。

- ・建築基準法：信託ガイドライン3-5-2②③において、以下の事項が求められている。

② 信託の利用目的・機能、契約の内容等

を踏まえた信託受託者としての役割や責任に応じて、引受けを行おうとする財産が信託財産として適法性や適切性を備えていることを確認・検証しているか。特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託財産となる原資産の特性及び正味価値を踏まえ、受益者の利益が損なわれることのないよう、受託時の信託元本額の妥当性等を確認・検証しているか。

③ 環境リスク等問題のある土地・建物を受託した場合には、所有者責任及び受託者責任の観点から、当該問題に係る状況変化を把握するための監視や当該問題の治癒など、必要な方策を講じているか。

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）：特定事業者（工場等を設置している者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものとして指定された者。省エネ法7条1項、3項）は、エネルギー管理統括者の選任・届出を行う必要がある（省エネ法8条）。

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律:特定建築物（興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるもの。同法2条1項）の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める建築物環境衛生管理基準に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない（同法4条）。
- ・消費生活用製品安全法：特定保守製品（消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適當なものとして政令で定めるもの。「石油給湯器、石油ふろがま」が該当。同法2条4項。施行令3条、別表第3）の所有者は、当該特定保守製品に係る特定製造事業者等（特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者。同法32条の2）に対して、所有者票の送付その他の方法により、所有者情報を提供しなければならない（同法32条の8）。
- ・消防法：学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（大規模な小売店舗を含む。）等、多数の者が出入り、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、防火管理者を定め、消防計画の作成等の必要な業務を行わせなければならない（同法8条）。
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律：要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を、該当する所管行政庁に報告しなければならない（同法7条）。また、当該所有者は、耐震改修を行う努力義務を負う（同法11条）。
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律:第一種特定製品（エアコン、冷蔵機器等のうち、業務用の機器で冷媒としてフロン類が充填されているもの。同法2条3項。）の管理者は、毎年度、フロン類算定漏えい量等を事業所管大臣に報告しなければならない（同法19条）。
- ・電気事業法：事業用電気工作物（電気を使用するための電気工作物、小規模発電設備であって、一般用電気工作物以外のもの。同法38条2項、1項）を設置する者は、事業用電気工作物の技術基準に適合させる義務を負い（同法39条）事業用電気工作物の保安規程を定め、事業用電気工作物を届け出る等の義務を負い（同法42条）、事業用電気工作物の保安等の監督をする主任技術者を選任しなければならない（同法43条）。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律：特定建築物（政令で定める規模以上の建築物。非居住部分が300平方メートル以上。同法11条1項、施行令4条）の建築主は、特定建築物の新築・改築等をするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合させる義務（同法11条）、性能適合性判定を受ける義務（同法12条）、事前の届出義務（同法19条）といった義務を負う。

イ 管理処分上の留意点

不動産の信託を引き受ける場合、当該不動産の所有権が受託者に移転するだけではなく、不動産の所有に伴う各種の義務（税金、賃借人に対する敷金返還義務等）も負担する

ため、信託設定時にその負担相当額を信託する、当該費用の負担者（委託者・受益者）を信託契約において明記する等、留意する必要がある。

また、不動産については、保守、管理にどの程度の労力や費用をかけるかについて、絶対的な基準がないことから、管理の困難さも伴う。

不動産の管理処分にあたっては、外部の専門家（プロパティマネージャー等）の利用や、テナントといった第三者の関与も有価証券の管理処分よりも増えるため、外部の専門家の選任・監督といった点、テナントの選択における反社会的勢力の排除といった観点でも留意が必要となる。

(6) 動 産

動産の信託については、金銭の信託等のその他の信託に比して、信託業界全体でも1,597億円ほどであり、活発に利用されているとはいえない⁽¹³⁾。

金融を目的とした設備信託と金地金の保管のための信託以外に利用されていない理由は、過去には行政上引き受けることができるところみなされる動産の種類に制限があったこと、動産の単純な保管であれば保護預りあるいは貸金庫が利用されるのが普通であること、動産は金銭のように収益を生みがたいために運用を目的とした信託を設定するニーズが少ないと、が挙げられている⁽¹⁴⁾。

この点、信託会社においては、信託銀行とは異なり貸金庫サービスが一般的ではないこと（財産の管理業務を行うことは可能である。信託業法21条）、顧客のニーズに即したブティック的なサービス展開も行われていることから、動産信託を引き受ける潜在的なニーズ

はあると思われる。

一口に動産といった場合であっても、動産には、貴金属のような比較的金融資産に近いものから、航空機・船舶といった巨額の資産、美術品のような個別性の強いもの等、多種多様な財産が想定される。そこで、以下では、想定される資産における業規制、管理処分上の留意点を検討する。

ア 業 規 制

動産を扱う場合には、信託受託者としての信託財産の管理処分の内容如何によって、(i)美術品類等の管理処分を行う場合には、古物営業（古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であって、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの等。古物営業法2条2項）への該当性、(ii)船舶の管理処分を行う場合には、海上運送法に基づく海上運送事業（船舶運航事業、船舶貸渡業等）への該当性、内航海運業法、港湾運送事業法といった法令の該当性、(iii)航空機の管理処分を行う場合には、航空運送事業（他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業。航空法2条18項）、航空機使用事業（他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業。航空法2条21項）への該当性を検討する必要がある。

イ 管理処分上の留意点

動産の信託においては、機械設備、車両、航空機等、受託者への現実の占有の移転が行われず、委託者が受託者のために占有する意思を表示する占有改定（民法183条）による

引渡しが行われるケースも多い（反対に、美術品等であれば現実の引き渡しも想定できる）。この場合、外形的には公示方法が判断とせず、制度的な安定性を欠くとされてきた⁽¹⁵⁾。

この点、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（動産債権譲渡特例法）により、法人が動産を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、民法178条の引渡しがあったものとみなす（動産債権譲渡特例法3条1項）こととなり、対抗要件が具備されることとなった。

さらに、2022年（令和4年）12月6日に「担保法制の見直しに関する中間試案」が公表され、動産を目的とした非占有型の担保及び債権を目的とした担保に関する新制度の創設が提案されている。

これらの制度により、動産の信託の法的安定性が増すことが期待される。

次に、委託者から信託会社に動産の信託譲渡を行う場合以外でも、信託会社が動産の管理処分を行う場合には、取扱う信託財産に応じて、その管理又は処分を行った経験を有する者を配置する等して、適切な体制整備（保管方法、処分方法を含む）を図る必要がある。例えば、美術品等については劣化させないような管理を行う必要があるし、航空機・船舶等においては事故を起こす可能性、リース先からの回収等も信託財産の管理においては考慮が必要となる。

(9) 知的財産権

知的財産権の信託引受けを行った場合、信託会社は、特許権や著作権といった知的財産権についての管理・処分を行うことになる。

知的財産権については、保有しているだけで利益を生むものではなく、ライセンス契約等で第三者に利用許諾を行ったり、知的財産権を利用して競合他社から業務の優位性を確保するといった様々な利用方法がある。また、第三者との間で権利侵害に関する紛争も生じうる。これに加え、委託者間で権利侵害が発生する可能性もある⁽¹⁶⁾。

そのような知的財産としての性質を把握したうえで、信託会社としての信託財産の管理・処分の方法を確立する必要がある。知的財産権を信託する他、出願前調査や出願等を包括して行う実例もある⁽¹⁷⁾。

知的財産権の信託においては、受託者が行う管理処分の範囲が広範になり得るため、管理型信託業に該当するか否かも重要な検討点となる。この点、信託ガイドラインにおいて、財産の性質を変えない範囲内における利用行為として以下のものが挙げられており（信託ガイドライン3-4-5(2)①）、これは、管理型信託業（信託業法2条3項2号）に該当するかのメルクマールとしても有用である。

- ・ 知的財産権に関し他者の利用を制限しない通常実施権を設定する行為
- ・ 知的財産権に関し他者の利用を制限する専用実施権を短期間（3年以内）設定する行為

なお、著作権については、著作権等のみの信託の引受けを業として行う者については、信託業法3条の規定は適用されない（著作権管理事業法26条）。

また、著作権の管理を行う場合には、著作権管理事業法の適用の検討も行う必要がある。特に、信託会社が、著作権の利用の許諾を与える場合や、使用料の額を決定する場合等には留意が必要である⁽¹⁸⁾。

【コラム】

本稿では、信託会社が各種資産を受託する場合の規制・留意点を検討しているが、各当事者のニーズ・スキームによって、各種資産を必ずしも信託で受け入れる必要はなく、SPCの活用等、適切なビーグルを選択すればよい。

また、各種資産を信託財産として受け入れた場合でも、(a)どこまでを受託者の信託事務遂行義務の範囲内とするか、(b)信託事務を第三者に委託するか、といった点も包括的に検討する必要がある。

産への影響は限定的と考えられる。

さらに、兼業業務の承認申請においては、兼業業務を行う部門と信託業務を行う部門の分離が求められる（信託業法施行規則28条3項1号口）等されていることから、信託業務に適用される他の業規制が課される業務は、兼業業務ではないと捉えることも可能だろう（もっとも、信託会社が固有財産で貸金業を行う場合には、兼業業務に該当するであろう）。

【注】

- (1) 厳密には、引き受ける信託財産（委託者から受託者に当初信託財産として移転する財産）と、受託者が信託引受け後に管理処分する信託財産（金銭で引き受けた信託財産を不動産を購入して管理処分する場合）とは異なるが、信託会社の体制整備としては両方の信託財産に着目して体制整備を行う必要がある。
- (2) 金銭の信託の引受けを行う場合には、現金そのものを受領するのではなく、信託会社が開設した銀行口座への振り込みの方法によることが想定される。
- (3) 資金移動業者の規制の必要性について、資金を仲介する者の信用リスク、オペレーションリスクの観点に言及したものとして、高橋康文編著『詳説 資金決済に関する法制』（2010年 商事法務）146頁参照
- (4) 堀天子『実務解説資金決済法〔第5版〕』（2022年商事法務）57頁参照
- (5) 有価証券の管理が「有価証券等管理業務」（金商法28条5項、2条8項16号、17号）に該当するか等の金商法上の論点については、信託294号『信託に関する規制及び信託会社の実務(2)—信託と金融商品取引法』を参照されたい。
- (6) パブリックコメント No.19
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200403/01.pdf>
- (7) 河合健・高松志直・田中貴一・三宅章仁（編著）『暗号資産・デジタル証券法』（商事法務、2021年）184頁
- (8) なお、電子決済（信託ガイドライン3-5-1(5)）、電子記録移転有価証券表示権利等（信託ガイドライン3-5-1(7)）においても、暗号資産同様の留意事項が示されている。

3. 信託財産の管理処分を行う場合の業規制と、信託会社の兼業業務

上記では、信託会社が管理処分を行う場合の業規制について検討している。そこで、信託会社が信託財産で行う管理処分に業規制が適用される場合に、信託会社として兼業業務の承認（信託業法21条2項）を受ける必要があるか検討する（例えば、信託会社が信託財産から金銭の貸付を業として行った場合は、当該信託会社は貸金業法の規制に服することになるが、この場合、貸金業が信託会社の兼業業務になるのか）。

この点、いわゆる兼業業務とは、信託業のほか、法定他業（信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務及び財産の管理業務、信託業法21条1項）以外の業務を指す。

そうすると、信託業において他の業規制に服した場合であっても、それは信託業として行っている業務であるため、兼業業務には該当しないと考えられる。

また、兼業業務を規制した趣旨も、兼業業務からの経営リスクを抑制し、信託会社の財産の健全性を維持することとされており、信託財産のために行う業務については、固有財

- (9) 高橋康文『詳解新しい信託業法』(第一法規株式会社、平成17年) 306頁
- (10) 三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務 7訂版』(一般社団法人金融財政事情研究会、2022年) 812頁
- (11) 実際の管理処分については不動産管理に長けた業者に外部委託することが多いと思われるが、当該業者の選任監督を行う上でも、信託会社において規制の概要是把握しておく必要があろう。
- (12) 能見善久・道垣内弘人編『信託法セミナー 2 受託者』(有斐閣、2014年) 35頁。田中、井上発言における「信託銀行自身に建物の建築を期待しているものではない」旨も同様の趣旨と考えられる。
- (13) 信託協会 信託統計便覧 信託の種類別残高 2022 年 9月末
https://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/statistics_list/
- (14) 前掲三菱UFJ信託(5訂版) 549ページ
- (15) 前掲三菱UFJ信託(5訂版) 554ページ
- (16) 著作権侵害の有無をめぐる争いが委託者間に生じた事例としてJASRACのケース。
https://www.jasrac.or.jp/smt/release/05/02_1.html
- (17) パソナ知財信託ウェブ参照。<https://pasona-ipt.co.jp/about/>
- (18) 著作権管理事業法の適用については、文化庁のweb参照。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuen/seidokaisetsu/kanrijigyo/toroku_hitsuyo.html

(こいで・たくや)